

津市市民活動センターニュース

平成 29年 3 月号

特集



NPO ってなに？



「NPO」や「NPO 法人」という言葉を最近よく聞くけれど、実際はどんなものなのかよくわからないという人も多いのではないのでしょうか？また、様々な課題を抱えていて NPO 法人の設立に興味があるけれど、どうしていいのかわからないという方もいらっしゃるかもしれません。

今回は基本に戻って NPO とは、NPO 法人とはなんなのかを皆さんと一緒に勉強してみようと思います。



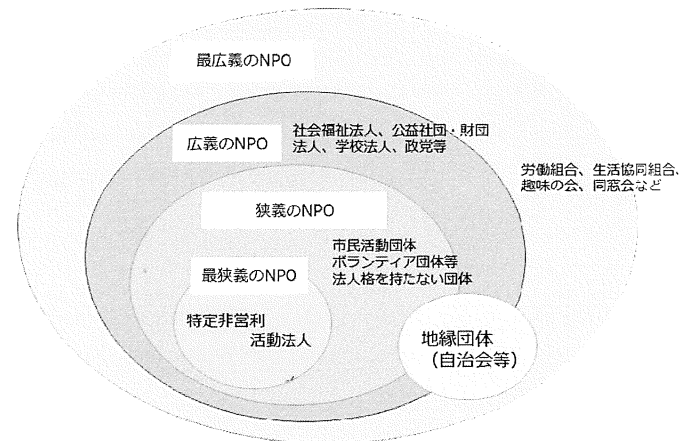
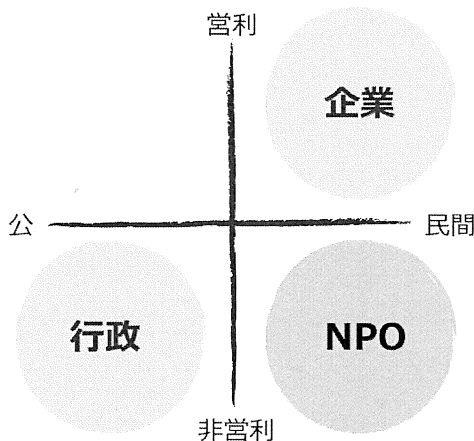
NPO っていう言葉をよく聞くけど そもそも「NPO」ってなに？

テレビなどで「NPO」という言葉をよく聞くようになったけど、なんとなくフワッとしたイメージしかないなあ。
NPOって一体何だろう??

NPOとはNon(非)Profit(営利)Organization(組織)という言葉の略で、「非営利組織」、または「民間非営利組織」という意味を持ちます。

最も広い意味では、労働組合や生活協働組合、最も狭い意味では、特定非営利活動法人(NPO法人)を指します。
一般的に使われる「NPO」は、下図の「狭義のNPO」を指す意味としてよく使われます。

Non Profit Organization 非 営利 組織



★ NPO は地域社会の課題を解決する ★



NPOは、各団体で独自の「ミッション」(団体の社会的な使命や目的)を掲げ、地域や社会の課題解決のために活動します。課題には、現在問題になっている顕在的課題や、いまはまだ見えていないがこれから問題になるであろう潜在的課題、またその他の課題などがあります。



「NPO」と「ボランティア」って 何がちがうの？

「ボランティア」と「NPO」って一緒のようなイメージだけど、何かちがいはあるの？

ボランティアは、社会を良くしたいと考え自主的に動く個人の事です。

NPOは、社会を良くしたいと考える人たちが集まった組織の事です。

ボランティアは、自己実現や個人の想い、個人の裁量や個人の責任で動くことができます。
NPOは、組織のミッションや組織の責任で活動を行います。



個人の活動では限界のあることも、組織にすることで乗り越えることができることもあります。

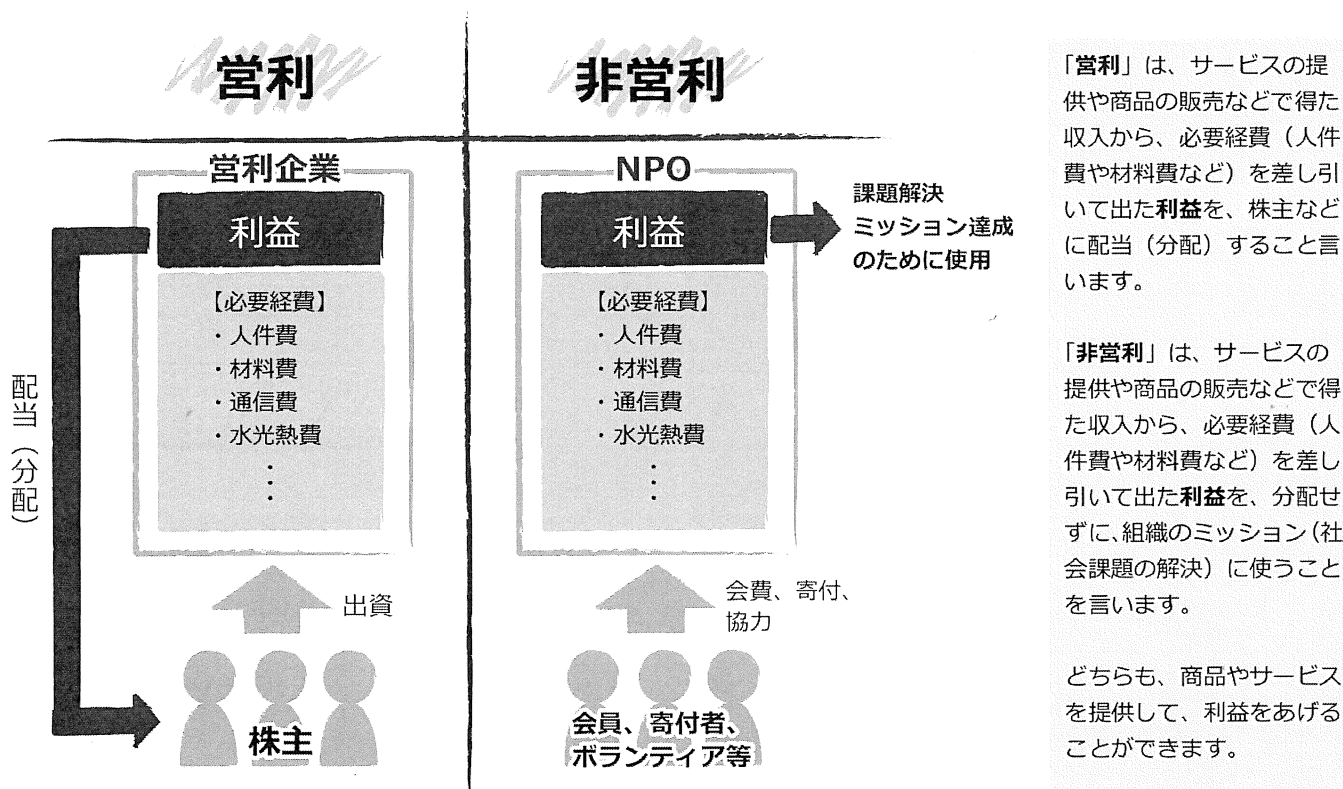


「非営利」ってことは お金を稼いじゃいけないの？

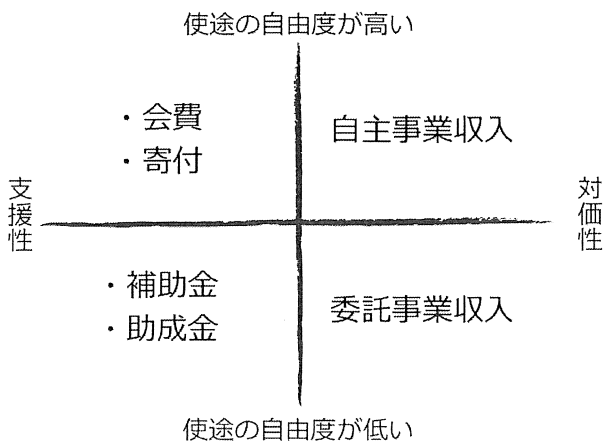
NPOは、「民間」の「非営利組織」ってことね。「非営利」ってことは、お金は稼いじゃいけないの？みんなお給料をもらわずに活動しているの？

NPOはお金を稼ぐことができます！

ボランティアの「無報酬性」とNPOの「非営利」を混同され、「NPOは利益をあげてはいけない」「無償で活動しないとイケない」と間違われることがよくあります。ここで、営利と非営利の違いを確認しておきましょう。



■ NPOの主な収入



★ 職員には給料もボーナスも払える ★



人件費は、事業を行う中での必要経費なので、NPOで働く職員には、給料もボーナスも支払うことができます。（理事などの役員に関しては制限があります）

地域や社会の課題は、一朝一夕で解決できるものではありません。

組織で収入をあげて、職員を雇用し、継続的、集中的、専門的に課題の解決に取り組んでいくことが必要となってきます。



「NPO 法人」っていう言葉を聞くけど「NPO」とどうちがうの？

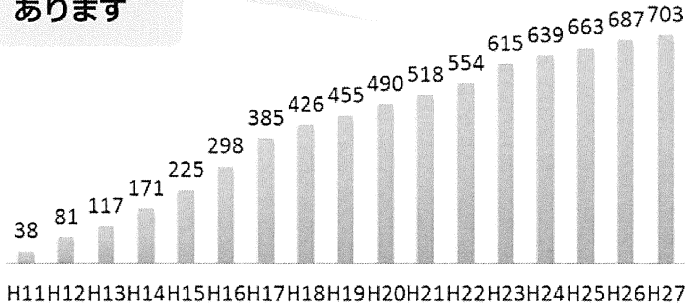
「NPO 法人」って言葉をたまに聞くんだけど、「NPO」とどう違うの？どっちも「NPO」が付いているけど…。

■ NPO 法人とは、「特定非営利活動法人」の通称です。

1988年に施行された特定非営利活動促進法に基づき、所轄庁が認証した法人のことです。この法律の施行により、ボランティア団体などの非営利の団体でも、要件を満たすことで法人格の取得ができるようになりました。また、この法人格を取得している団体を「NPO 法人」、取得していない団体を「任意団体」と呼んでいます。

三重県には
700 以上の
NPO 法人が
あります

そのうち「津市」には
140 以上の NPO 法人があります



任意団体から NPO 法人になると…

- ・ 銀行口座の開設や事務所の契約などを個人ではなく団体でできるようになる。
- ・ 法的に権利や義務がはっきりするので社会的な信用が得られやすくなる。
- ・ 応募できる助成金や補助金の幅が広がる。
- ・ 毎年度、所轄庁に事業報告書や決算書を提出する必要がある。
- ・ 法人税の支払いが生じる。
- ・ 法律や定款に則った運営を行う必要がある。
- ・ 残余財産は自由に処分できなくなる。



「NPO 法人」ってどんな活動があるの？ やってはいけないことってあるの？

NPO 法人ってどんな活動でもできるの？これはしちゃダメってことはあるの？

NPO 法人として活動するためには、特定非営利活動促進法に定められている下記の活動分野のいずれか 1 つ以上に当てはまっていないといけません。また三重県では、⑳に、独自の分野として「地域防災活動」「障がい者の自立と共生社会の実現を図る活動」「多文化共生社会づくりの推進を図る活動」の 3 つが追加されています。

活動分野	
① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	② 社会教育の推進を図る活動
③ まちづくりの推進を図る活動	④ 観光の振興を図る活動
⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	
⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	
⑦ 環境の保全を図る活動	⑧ 災害救援活動
⑨ 地域安全活動	⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
⑪ 国際協力の活動	
⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	
⑬ 子どもの健全育成を図る活動	⑭ 情報化社会の発展を図る活動
⑮ 科学技術の振興を図る活動	⑯ 経済活動の活性化を図る活動
⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	
⑱ 消費者の保護を図る活動	
⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	
⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	

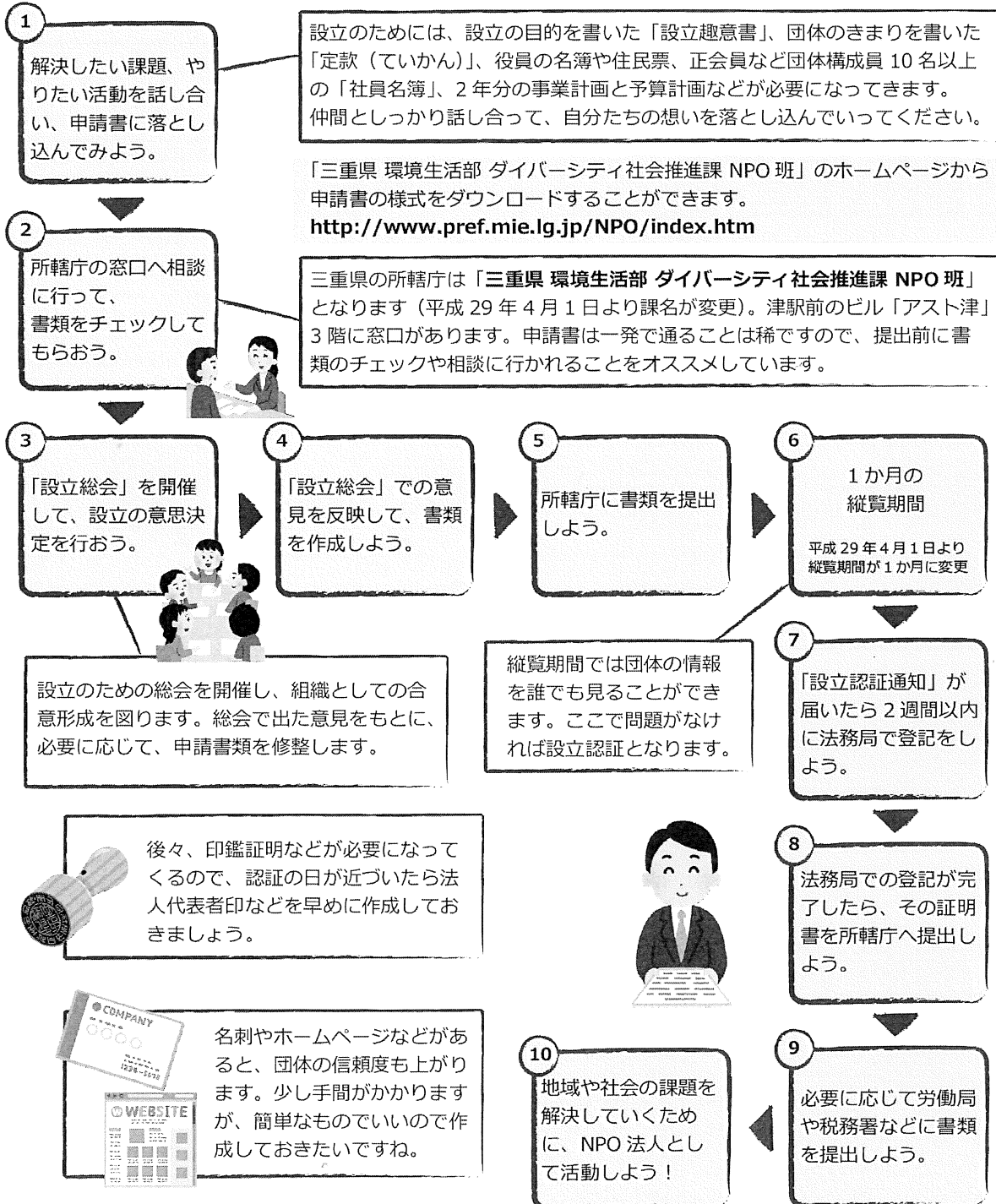
NPO 法人がやってはいけないこと
・ 宗教活動を主たる目的として活動すること
・ 政治活動を主たる目的として活動すること
・ 特定の公職者（候補者を含む）を推薦、支持、反対することを目的として活動すること
・ 特定の政党を推薦、支持、反対することを目的として活動すること



どうすれば「NPO 法人」になれるの？

「NPO 法人」って誰でも簡単に取ることができるの？ どこに書類を出せばいいの？ お金ってどれくらいかかるの？

NPO 法人格を取得するためには、所轄庁に必要な申請書類を提出し、縦覧期間を経て認証となります。その後、法務局へ登記することで法人として認められます。定款認証や登記の費用は必要ないので、自分たちで書類を作成すれば**実質 0 円**で法人を設立することができます（住民票の取得や郵送費にはお金がかかります）。



NPO 法の改正について

平成 28 年 6 月に NPO 法（特定非営利活動促進法）が改正され、平成 29 年 4 月 1 日より施行されます。
改正されたポイントをまとめました。

① 事業報告書を事務所へ据え置く期間が 5 年へ

業務に関連する書類の保存期間が 3 年から 5 年に変更になります。
※ 事業を行う上で作成した報告書などの書類は保管義務があります。

【改正前】

翌々事業年度の
末日まで
(約 3 年間)



【改正後】

作成の日から起算し
て 5 年（経過した日
を含む）の事業年度
の末日まで
(約 5 年間)

備置期間が延長される書類

- ・ 前事業年度の事業報告書
- ・ 活動計算書
- ・ 貸借対照表
- ・ 財産目録
- ・ 年間役員名簿
- ・ 社員名簿

- 所轄庁で閲覧・謄写が出来る書類も、過去 5 年間に提出された書類となります。
→平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に関する書類から適用されます。

② 認証申請の縦覧期間が 1 ヶ月へ

【改正前】

縦覧期間
2 ヶ月



【改正後】

縦覧期間
1 ヶ月

より迅速な手
続きが可能と
なります！



- 定款変更や合併認証の申請の際の縦覧期間も、同様に 1 ヶ月となります。

③ 「貸借対照表」の公告が義務化

「貸借対照表」の公告が義務化されます。以下のいずれかの方法で貸借対照表を公告しなければなりません。

【公告方法は以下のいずれかから選択が可能です】

- ① 官報に記載
- ② (時事に関する事項を掲載する) 日刊新聞紙に掲載
- ③ 電子公告 (法人の HP 等)
- ④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示 (内閣府令で規定される予定、期間は 1 年間)

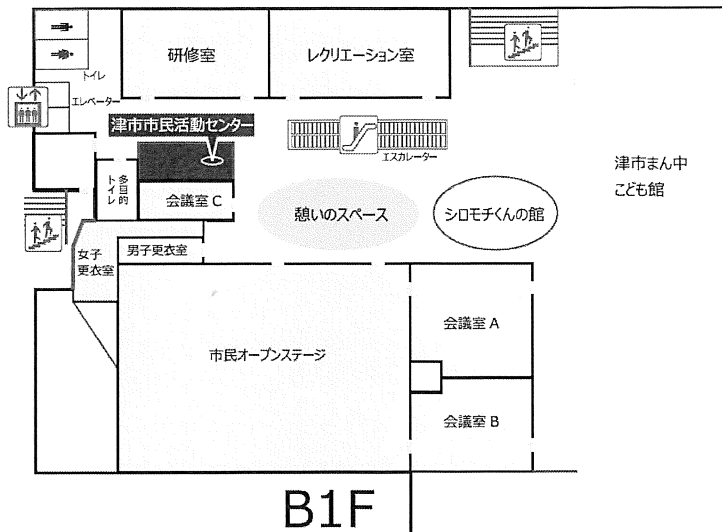
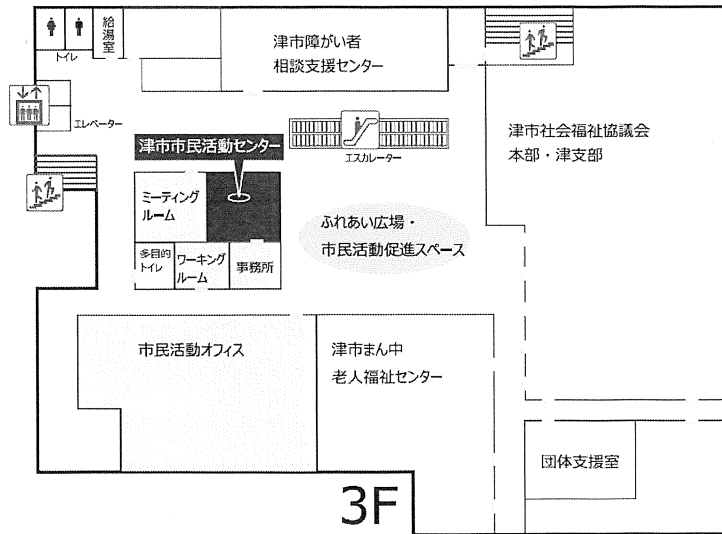
※公告の期間： 官報掲載、日刊新聞紙掲載の場合は 1 度掲載することで公告となりますが、電子公告を選択する場合は約 5 年間継続して公告する必要があります。

公告方法は各法人の定款で
定める必要があります。

<参考サイト>

内閣府 NPO ホームページ 特定非営利活動促進法改正のご案内
<https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/201612-kaisei-guide-formpo.pdf>

津市市民活動センターのご案内



会議室・オープンステージ

名称	通常料金 (1時間あたり)	営利料金 (1時間あたり)	最大収容 人数	予約期間
会議室 A	300 円	600 円	25 人	2カ月前
会議室 B	300 円	600 円	20 人	2カ月前
会議室 C	200 円	400 円	18 人	2カ月前
ミーティングルーム	300 円	600 円	28 人	2カ月前
研修室	500 円	1,000 円	60 人	1年前
レクリエーション室	500 円	1,000 円	-	1年前
市民 オープン ステージ	平日 500 円 土日祝 650 円	平日 1,000 円 土日祝 1,300 円	面積 約 416 m ²	1年前

市民活動オフィス

料 金	30,000 円 (6 ヶ月) 支払は 6 ヶ月単位。原則として最長 3 年間。
条 件	津市市民活動センター登録団体であること
面 積	1 ブース : 6.25 m ²
ブース数	19

コピー機・印刷機

名称	料 金	対 象
印刷機 (白黒)	製版 : 1 枚 25 円~ 50 円 印刷 : 1 枚 1.5 円~ 2.5 円	市民 活動 団体
印刷機 (カラー)	利用料 : 1 回 50 円~ 100 円 白 黒 : 1 枚 1.5 円~ 2.5 円 カラー : 1 枚 16.5 円~ 24.5 円	
紙折り機	1 枚 0.2 円	
ラミネーター	利用料 50 円~	
カラーコピー機	白黒・2 色 : 1 枚 10 円 カラー : 1 枚 50 円	どなたでも



☆公共交通機関をご利用の方

近鉄・JR「津駅」東口からバスに乗り「三重会館前」で下車すぐ。
(バス所要時間：約10分)

近鉄「津新町駅」から徒歩で約20分

☆お車でお越しの方

津センターパレス隣接の市営駐車場 (有料)

※30分100円。ただし最初の30分は無料

津市役所の駐車場 (無料) から徒歩で約10分

◆休館日：12月29日~1月3日

※4ヶ月に1度のワックスがけ時は休館となります

◆開館時間：10:00 ~ 22:00

**開催
しました**

津市市民活動センター主催

- NPO 法人事務力アップセミナー + 事務力検定
- NPO 法人が知るべき保険講座

津市市民活動センターでは、今年度、NPO 法人を対象とした 2 つの講座を開催しました。

1 つ目は、2016 年 12 月に開催した「NPO 法人事務力アップセミナー + 事務力検定」です。

NPO 法人に共通する事務手続きについて正しく認識することで、コンプライアンスをより強固に遵守し、ミッション達成に関する事業に力をいれることが可能となることを目標として開催しました。この講座は、NPO 法人岡山 NPO センターが開発・開催し、全国で協働開催されているものを当センターが協働開催したもので、三重県、愛知県の NPO 法人の方々にご参加いただきました。

2 つ目は、2017 年 2 月に開催した「NPO 法人が知るべき保険講座」です。

NPO 法人が主体として加入する保険プランについての講座となりました。法人外部の方が、活動参加中に怪我をした場合などの賠償責任保険と、NPO 法人内部のスタッフが怪我をした場合などの NPO 団体傷害保険について一通り説明させていただいた後、個別の相談を受けました。

NPO 法人は、その性質や、寄付を受け、ボランティアにかかわってもらう機会が多いことから、団体の信用を確保することは一般企業よりも重要だと考えられます。この 2 つの講座が、法人の皆さまの活動にとってその意味でも役立つこととなれば幸いです。



NPO 法人事務力アップセミナー + 事務力検定



NPO 法人が知るべき保険講座

発行、連絡先

特定非営利活動法人 津市 NPO サポートセンター

(津市市民活動センター指定管理者)

〒514-0027

津市大門 7-15 津センターパレス 3 階 津市市民活動センター

TEL : 059-213-7200 FAX : 059-213-7201 MAIL : center@tsushimin.org URL : <http://tsusimin.jimdo.com>